

児童手当に関する事務に係る
「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」案の概要について

1 意見募集の趣旨

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。

児童手当に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の種類について、これまでは重点項目評価書を作成・公表しておりました。令和6年10月に児童手当の制度改正により所得制限の撤廃や高校生（年代）までの支給対象年齢の引き上げが行われ、児童手当の受給資格者が拡大しました。このことに伴い、児童手当に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対する対象人数が増加したため、しきい値の変更を行い、新たに全項目評価書を作成することとなりました。個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書案に対する意見募集を実施するものです。

2 評価書案の概要

項目	内容
I 基本情報	児童手当事務の全体像を記載しています。
II 特定個人情報ファイルの概要	児童手当事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスを記載しています。
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、想定させるリスクへの対策について記載しています。
IV その他のリスク対策	IIIにて記載した以外のリスクへの対策について記載しています。
V 開示請求、問合せ	児童手当事務において取扱う特定個人情報の開示請求、問合せ先について記載しています。
VI 評価実施手続	特定個人情報保護評価の実施方法について記載しています。